

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金に関する訓令の運用について

昭和43年6月7日

山口交企第311号

1 運用上の根本理念（第1条関係）

この制度は、最近のきびしい交通情勢下にあつて、人命尊重を基調とした交通安全対策のいつかんとして、交通事故による負傷者（以下「負傷者」という。）を一刻も早く救護するために、医療機関に搬送した者に対して一定額の報償金を贈与することによつて善意の搬送行為を促進し、交通道德の高揚を図ることを目的とするものである。

したがつて、この訓令の運用にあつては、この制度の趣旨があくまで負傷者を救護するためのいわば善意の協力者を対象とするものであるから、取り扱いにあつては、つねに、謝意をこめて接するとともに、搬送行為の申告等について懇切に指導するようにつとめること。

2 用語の意義（第2条関係）

(1) 交通事故とは、車両等の交通による人の負傷をともなうすべての事故をいい、交通事故による負傷者とは、交通事故が原因で負傷した者であるから、交通事故と負傷者との間に因果関係が認められるものであれば、道路上にある負傷者に限らず、屋内で負傷した者も含む。

(2) 医療機関とは、救急病院はもちろんのこと、その他の病院、医院等である。

通常負傷者を搬送する場合には、外科病院（医院）に搬送されるケースが多いのであるが、交通事故の特性から、必ずしも外科病院（医院）に限定せず、負傷者の応急処置を施す場合も考慮して、眼科、歯科医院等を含めてすべての医療施設とした。

(3) 搬送者とは、交通事故による負傷者を医療機関に搬送した者であつて、搬送の手段、方法を問うものではない。また、搬送しようとした者が搬送する途中で救急車等に引き継いだ場合のように、直接医療機関に搬送したものでなくても、これを搬送者として取り扱うことにした。

救急車、警察用自動車は例示であつて、これに限定するものではない。

(4) 報償金とは、搬送者の善意の労に報いるという性質のほかに、搬送者の被服や車のシート等が汚れたり、破れたりした場合にこれを償うという両方の性質を帯びた金員であるが、実費を補償するといった性質のものではない。したがつて、警察に支払い義務はなく、搬送者に請求権もない。

3 適用区域（第3条関係）

山口県内で発生した交通事故とは、行政区画による山口県内において発生した交通事故をいい、この事故に関連した負傷者を搬送したものであれば、県内を通過する県外車両の運転者等搬送者の居住地に関係なく適用する。

4 報償金の贈与範囲（第4条関係）

報償金を贈与する範囲を搬送者のうちから
運転者等および同乗者（旅客を除く。）
警察職員および消防吏員
負傷者の親族

を除くことにした。

運転者等には、車掌、助手等の乗務員を含み、同乗者とは、当該車両等に同乗している者であつてバスやタクシーの旅客は除かれる。

親族とは、民法第725条に規定する六親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族である。

これらの者を除くことにしたのは、交通事故車両の運転者等は、道路交通法上負傷者を救護する義務が課せられており、また、警察職員や消防吏員は、県民の保護を本務としているからである。なお、負傷者の親族を除いたのは、親族間の節理をおもんばかつたものである。

5 報償区分（第5条関係）

報償区分を1級、2級および3級の3段階に区分して格差をもうけているが、通常一般的には3級に該当するものが多いと思われる。しかし、場合によつては、被害者を相当長距離に搬送する場合もあろうし、また、他県の事例では、転落事故の場合で数十メートルもの谷底から重傷者をおかつぎあげて搬送したケースもあり、事故の態様によつては、相当困難をとこなうものもあると思われるので、その善意の労に報い、こうむつた損害に対して応分の報償を行なう意味から格差をもうけたものである。

なお、前述の「相当の長距離」に搬送した場合については、およその距離的基準を定めておく必要があるので、次にその基準を示しておく。

1級 負傷者を認知した場所から医療機関に搬送した距離が20キロメートル以上

2級 負傷者を認知した場所から医療機関に搬送した距離が10キロメートル以上

6 搬送行為の申告および確認等（第6、7、14、15条関係）

(1) 搬送者カード（以下「カード」という。）は、料金受取人払いの郵便はがきを使用する。

このはがきは、本部で印刷して各署に送付するから、警察署長は、料金受取人払いの承認手続きをとつたうえ、このはがきに承認番号および有効年月を記入して各交番、駐在所および医療機関に備え付けること。

(2) 警察署長の確認は、交通事故（事件）受理簿等の関係記録によつて搬送者に該当する者であるかどうかおよび搬送者から被服や車のシート等の汚損等について確認を求められたときはこれを確認することになるが、この確認は、昼間は交通課（係長）夜間または日曜、休日にあつては当直主任者に行なわせることができる。なお、被服の汚損等について、搬送者が遠隔地等の理由で交番、駐在所に確認を求めてきたときは、当該勤務員は、交通課（係）長、または当直主任者の指示を受けて確認を行なうこと。

- (3) 他の警察署管内で発生した交通事故にかかわるもので、搬送者から被服の汚損等について確認を求められたものについては、これを確認したうえでカードを移送すること。
- (4) 搬送者に該当しない場合で、搬送者非該当通知書により通知するときは、その理由をできるだけ詳しく記載し、善意の協力者の接遇に意を用いること。

7 報償区分の決定および贈与（第8条関係）

報償区分の決定を1級、2級および搬送者がふたり以上あるものについては警察本部長（以下「本部長」という。）が行ない、3級に該当するものを警察署長と二本建てにしたが、これは、あくまで適正な決定を図るための事務的な配慮からである。

報償金は、報償金贈与通知書を添えてすべて警察署長が直接搬送者に手交するか郵送して贈与する。

8 搬送者調査報告書（第9条関係）

搬送調査報告書の作成にあたっては、「認定に関する意見」欄に搬送者の被服やシートの汚損等の程度、負傷者を搬送した距離その他搬送者がふたり以上あるときは、その状況等報償区分等の決定に必要な事項をできるだけ具体的に記入し、当該報告書にカードを添えて報告すること。

9 削除

10 カードを提出しない者の取り扱い（第16条）

この報償は、搬送者の申告に基づいて行なうものであるが、搬送者のなかには、報償の対象になることをためらったり、手続きを知らないために申告をしないケースがあると思われるので、交通事故の処理等の過程で搬送者を認知したときは、搬送者にカードを交付して提出させ、場合によつては、搬送者を認知した警察官自らカードを作成して積極的な運用につとめること。

11 他の報償との関係（第17条関係）

搬送行為が表彰にあたるものについては、この報償のほか、それぞれの規定にしたがつて表彰上申等を行なうこと。

12 処理簿の備え付け等（第18、19条関係）

- (1) 搬送者報償処理簿（以下「処理簿」という。）は、交通課（係）に備え付け、搬送事案を取り扱った都度記録して報償金の贈与を会計係に引き継ぐこと。
- (2) カードと処理簿は、支出証憑書として会計監査の対象になるから取り扱いに遺漏がないよう留意すること。
- (3) 報償金は、搬送者報償処理状況報告書により予算を配当するから、翌月5日までに失期なく月報で報告すること。

13 医療機関との協力体制の確立

この制度の適用にあたっては、医療機関の協力をまつところがきわめて大きいので、医師会と連絡を密にして協力体制の確立に配慮すること。